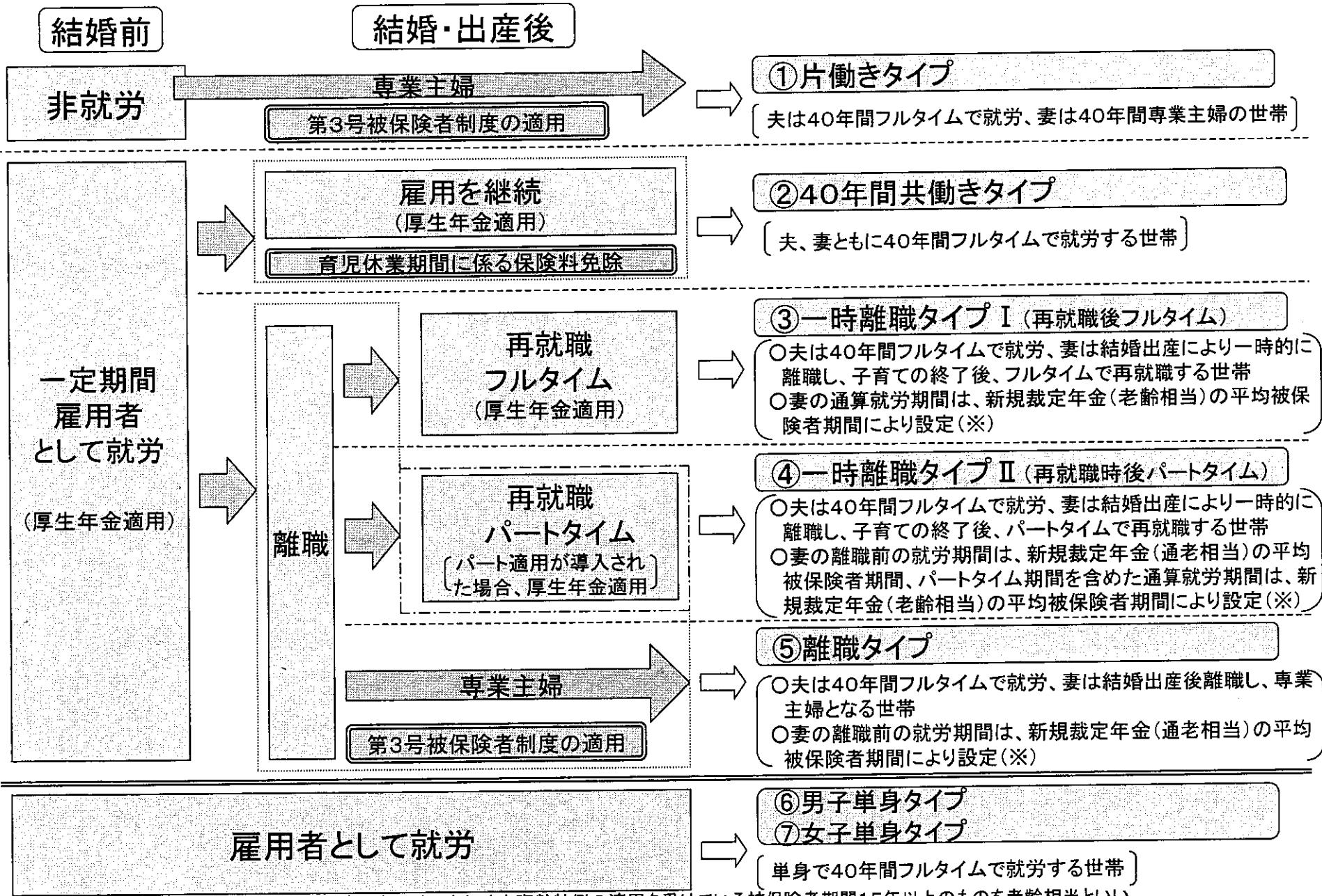


女性のライフスタイルに応じた世帯別の老齢年金額(仮定計算)



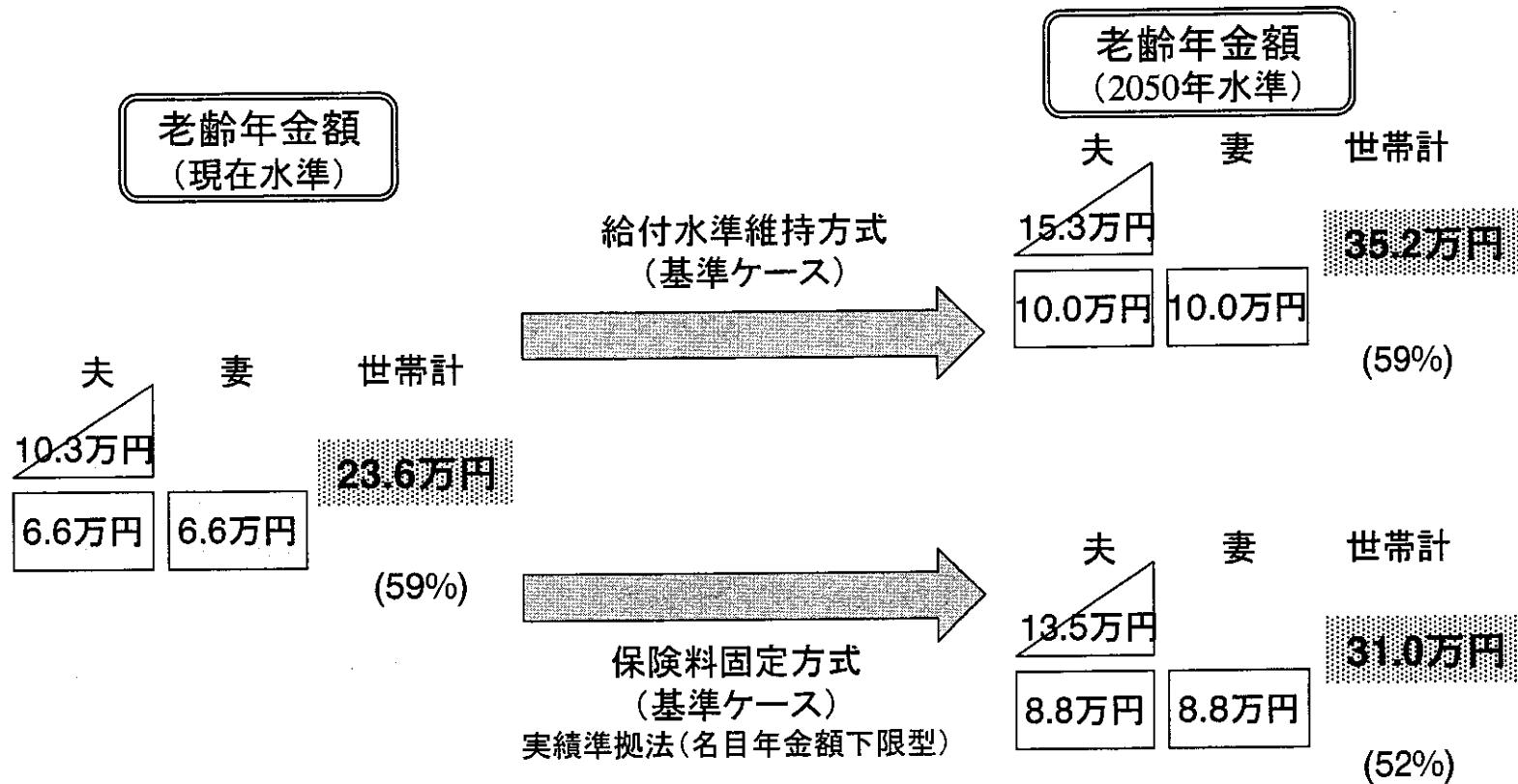
(※)老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、
老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

①片働きタイプ

○ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯

〈賃金の前提〉

・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

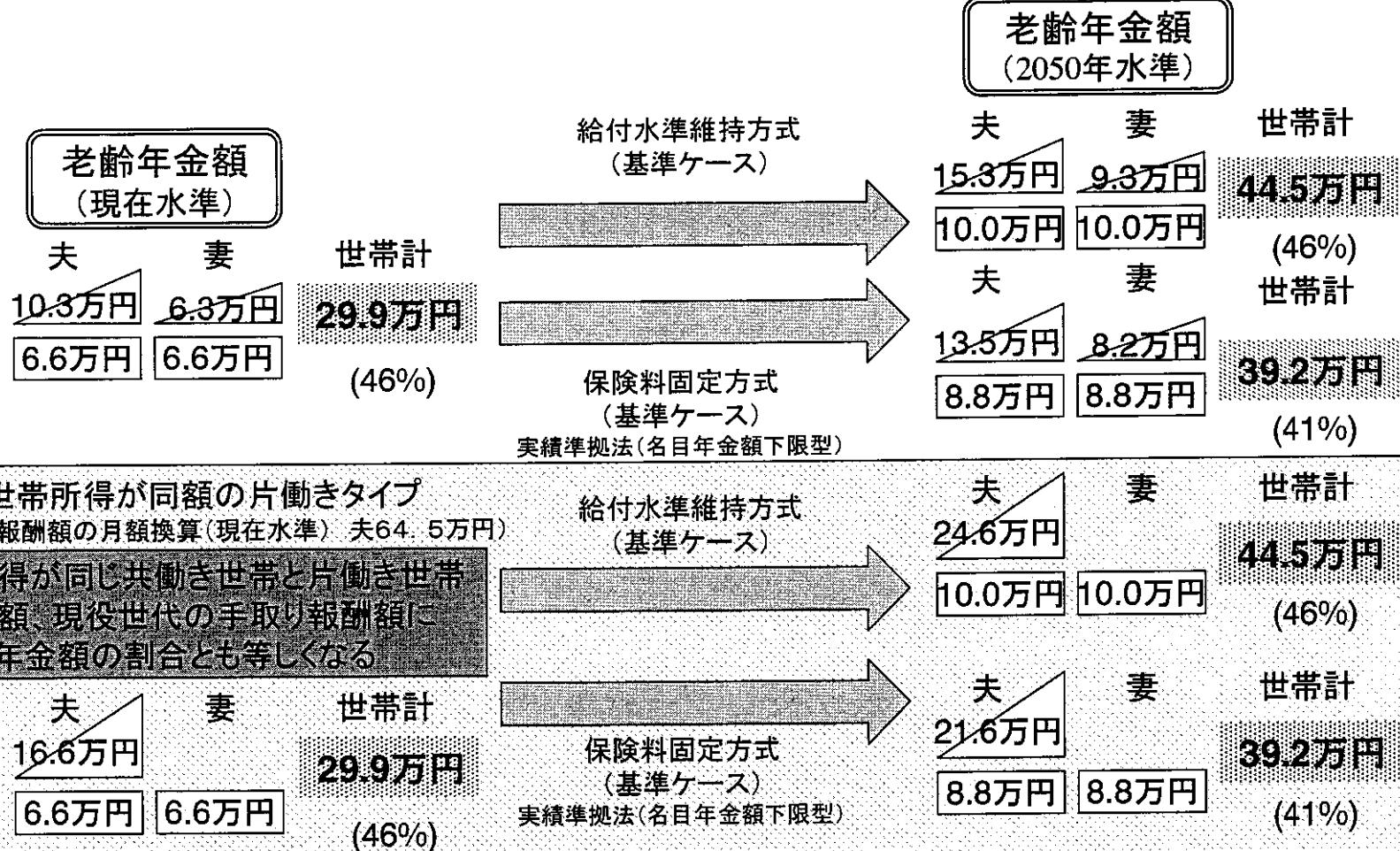
注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

②40年間共働きタイプ

○ 夫、妻共に40年間フルタイムで就労する世帯

〈賃金の前提〉

- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円、妻の年金額は、平成12年度の女性被保険者の平均標準報酬22.3万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

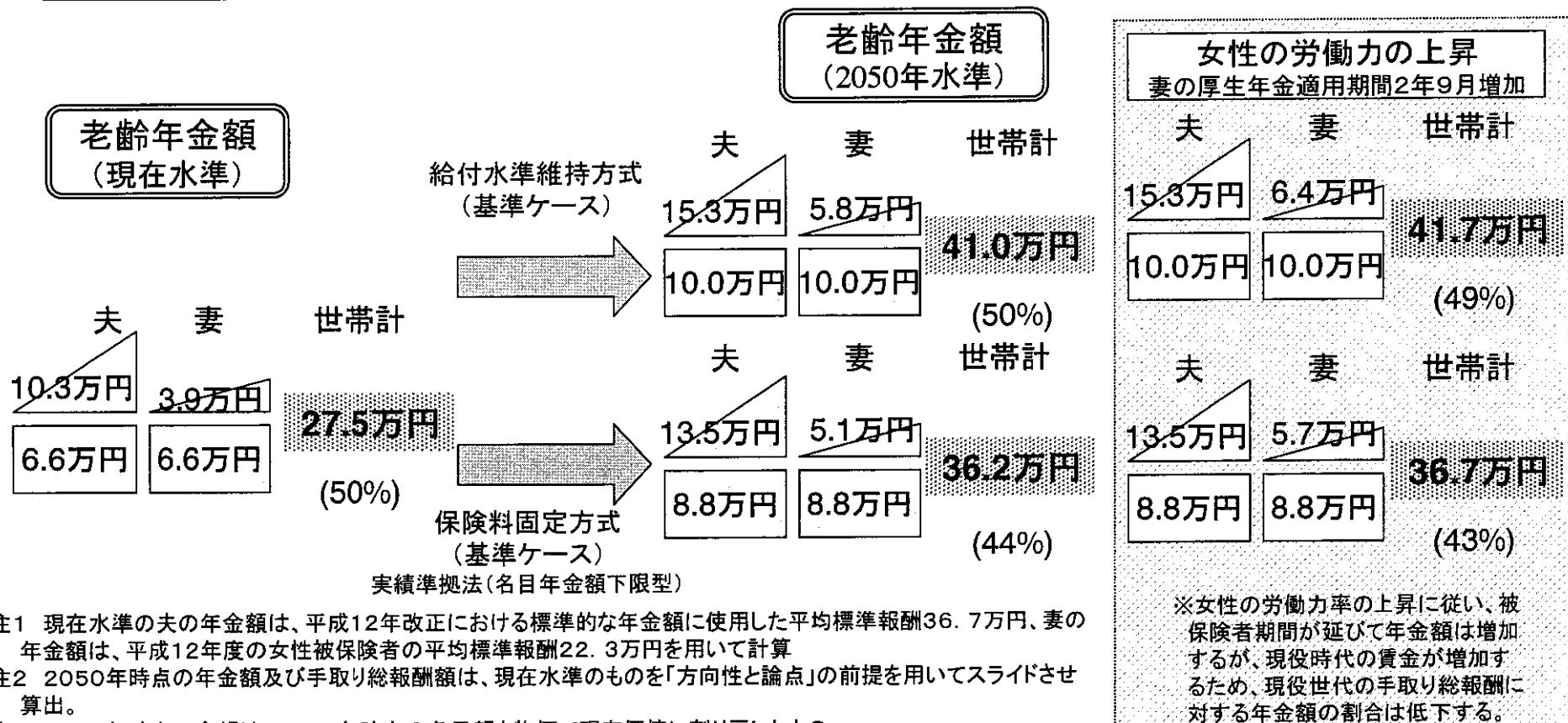
注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

③一時離職タイプI(再就職後フルタイム)

- 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯
- 妻の通算就労期間は新規裁定年金(老齢相当)の平均被保険者期間(平成12年度:25年)により設定

〈賃金の前提〉

- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)



④一時離職タイプⅡ(再就職後パートタイム)

- 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、パートタイムで再就職する世帯
- 妻の離職前の就労期間は新規裁定年金(通老相当)の平均被保険者期間(平成12年度:6年7月)、パートタイム期間を含めた通算就労期間は、新規裁定年金(老齢相当)の平均被保険者期間(平成12年度:25年)により設定

〈賃金の前提〉

- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻のフルタイム就労時の手取り総報酬額(月額換算)は現時点24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻のパートタイム就労時の手取り総報酬額(月額換算)は現時点7.0万円、2050年時点で10.4万円(物価で割り戻したもの)

